

新しい公共サービスのカタチに関する調査研究支援業務委託仕様書（案）

この仕様書は、「新しい公共サービスのカタチに関する調査研究支援業務委託」について、業務の内容及び受託者が遵守しなければならない仕様を示すものである。なお、この仕様書中の「甲」とは町田市、「乙」とは本業務を受託して行う事業者をいう。

第1章 総則

（背景・目的）

「Future Machida 2050」では、4つのシナリオを示した。そのなかで、「公共サービスを民間から享受できる」、「町田市は居住地での地域密着なデジタルサービスを行い、独自性のある公共サービスを展開するようになる。」、「そこに集う町田市民は、「持ちうる者」として世の中に貢献すべきという意識から、多様な社会貢献活動に参加するなど、高い市民意識を有する。」など、公共サービスのあり方や市民のかかわり方が変化する未来を描いた。また、2022年度に実施した「アフターコロナにおけるこれからの郊外都市のあり方に関する調査研究」では、これからの郊外都市においては、社会課題の発見から官民が一緒に取り組む必要性について言及している。公共サービスの提供主体は、行政・市民・民間事業者等と多様になり、サービス内容も全体ニーズ向け、個別ニーズ向けと住み分けられ、提供方法・場所も今までにないカタチになる可能性がある。このように、未来の公共サービスは、これまでのような「行政が等しく幅広いサービスを提供する」という考え方から、大きく転換していくと考えられる。

一方で、「まちだ未来づくりビジョン 2040」では、2040年の将来人口を40万人と想定しており、生産年齢人口が減少し、歳入の増加が見込めない中、町田市職員定数管理計画で示すように職員数も減少していき、人から機械への仕事の移転が進むことが予想される。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を経て、非接触・非対面でのコミュニケーションが拡大したことで、今後も、DX（デジタルトランスフォーメーション）は加速していくものと考えられる。このような中で、公共サービスの目的を達成するためには、行政だけがあらゆる公共サービスを提供するのではなく、多様な主体が力を発揮し、デジタル技術のさらなる活用が必要不可欠である。

以上のことから、調査・分析し明らかにされた情報と、町田市未来づくり研究所がこれまでに実施した研究を踏まえ、新しい公共サービスのカタチについて市に提言することを本調査研究の目的とする。

（貸与資料）

甲は、委託業務の実施に必要な甲が所有している資料を、乙の請求により貸与する。

（業務責任者）

1. 乙は、委託業務を実施する業務責任者を定める。業務責任者を変更する時は、事前に甲と協議の上、甲の承認を得る。

2. 業務責任者は、委託業務の全般にわたる業務管理を行う。

3. 業務責任者は、技術上の管理を行うために必要な能力と技術を有する者にすること。

（作業計画）

1. 乙は、契約後速やかに甲と作業内容や方法等について協議し、作業計画書を作成して甲の承認を得なければならない。

2. 作業計画書には、業務実施方針、業務内容、工程表及び業務責任者、その他必要事項を記載する。

(成果品の帰属等)

1. 委託業務の実施にあたって作成した調査・検討資料、成果品及び収集した情報は、全て甲に帰属し、乙は甲の承認を得ることなく、他に公表・貸与してはならない。

2. 甲は、契約書に定められた履行期限前であっても、必要に応じて完成している成果品の提出を求めることができる。

3. 乙は、契約期間の満了後であっても、納入した成果品に遺漏等が発見された場合は、すべて乙の責任において速やかに訂正を行う。

(秘密の保持・情報の管理)

乙は、別添「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を遵守し、秘密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。

(事故発生による損害)

乙は、情報の紛失もしくは盗難等の事故により甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

(再委託)

1. 乙は、委託業務の処理を第三者に委託または請け負わせてはならない。ただし、簡易な業務であらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りではない。

2. 乙は、再委託をするにあたっては、再委託先に対し業務の実施について、適切な指導及び管理を実施しなければならない。

(情報管理方法の指定)

乙は、データの取扱いにあたっては、データ保護管理規定を制定し規定に基づいて適正にデータ管理を行い、個人情報の滅失、き損等の事故を防止しなければならない。

(疑義)

乙は、契約条項に記載のない事項、若しくは疑義を生じた場合は、速やかに甲と協議の上、甲の指示に従う。

第2章 業務

(業務内容)

1. 基礎調査

これまでにいわゆる New Public Management (新公共経営) に取り組んだ自治体の経緯や評価について、既往研究等も踏まえて整理する。

整理された国内外の先進事例のうち、特に自治体以外の主体が提供することで成功しているものに関して、必要に応じてヒアリングや視察を行う。

現在、自治体が提供している公共サービスについて整理する。

自治体や、自治体以外が提供する公共サービスについて、未来の技術を活用した提供方法について調査する。

地域課題に関し、人々が課題を提起したり、解決案を議論したりしやすい手法やツールに関し、調査する。

今後求められる新しい公共サービスのカタチや、その構築に向けた課題、必要となる要件等について複数の専門家や学識経験者、既に担い手となっている事業者等へヒアリングを行う。

町田市内に存在する資源（ヒト・モノ・コト）を生かし、自治体以外の主体が独自に提供できる可能性があるサービスやエリアについて整理する。

2. 分析

基礎調査を踏まえ、以下のような視点で分析を行う。

- ・自治体が提供すべき公共サービスと、自治体以外の主体が提供する公共サービスを区分する際の考え方
- ・市民等が地域課題の解決に主体的に取り組むようになるためのステップ
- ・地域課題に関し、人々が課題を提起したり、解決案を議論したりしやすい手法やツールの検証
- ・自治体以外の主体が公共サービスを提供する将来の町田市において、自治体の職員がすべき職務
- ・公共サービスの評価の視点や方法
- ・実現に向けた法規制・要する時間やコストといった課題

3. 提言

町田市未来づくり研究所がこれまでに実施した研究と、法体系や財政的な課題等を踏まえた実施可能性も含め、「町田市の新しい公共サービスのカタチ」について提言する。

4. 情報発信

伝わりやすい媒体や手法等を提案し、研究過程に関する効果的な情報発信を行う。

5. 研究成果の作成・発表

(1) 研究成果報告書

業務内容に記載した項目ごとに整理された報告書を作成する。

(2) 概要版

市民等に本調査研究を周知することを目的とした概要版を作成する。

(3) 講演会の実施

研究成果を発表する場として講演会を行う。企画案の作成及び運営支援（開催準備と当日の運営支援、録画記録等の作成）を行うほか、効果的な周知を行い、集客に努める。

6. 甲との打合せへの出席及び記録の作成

乙は、委託業務の実施にあたり、会議（対面・リモート）、電話、電子メール等の方法を用い、随時連絡を取り、打合せ事項については、協議書及び打合せ記録を作成するとともに、甲に作業の進捗状況を報告する。

第3章 成果品

(成果品)

乙は次の成果品を甲に提出する。電子データはDVD、CD-R等で提出すること。

1. 新しい公共サービスのカタチに関する調査研究成果報告書 A4版 10部（紙媒体）
2. 新しい公共サービスのカタチに関する調査研究概要版 200部以上（紙媒体）

3. 講演会の記録（電子データ）

YouTube 等で配信可能な映像データ

4. 上記成果品に係る一式（電子データ）

Microsoft Word, Excel, Power Point 等の形式による編集が可能なデータ。調査事項の集計結果、分析結果データ、グラフ等（電子データ）

5. 打合せ資料及び議事録一式（電子データ）

6. その他関連資料一式（電子データ）

参考文献一覧、作成した図面・各資料の原典資料等

（履行の報告）

乙は、契約期間内に成果品の甲への納入をもって委託業務を完了し、検査を請求しなければならない。

第4章 契約期間

（契約期間）

この契約期間は契約締結の日から、2024年3月31日までとする。

第5章 支払

（支払）

甲は、乙から提出された成果物により、委託業務が適切に実施されたことを確認した後、乙からの請求に基づき、一括して支払う。

第6章 その他

（環境により良い自動車利用）

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の既定に基づき次の事項を厳守すること。

1. ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

2. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。